

6 基本的な方針及び計画の目標

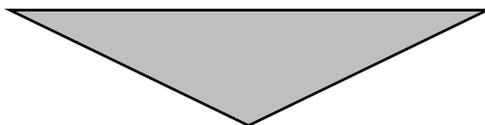
「北海道交通政策総合指針」等の本道の上位計画及び関連計画等と「5 地域公共交通をとりまく問題点と課題」を踏まえ、目指すべき将来像と、その実現に向けた基本的な方針及び計画の目標を次のとおり定める。

6-1 計画の基本的な方針

地域の公共交通が目指すべき将来像と、その実現に向けた基本的な方針を以下のとおり整理する。

【将来像】

地域にふさわしい最適かつ持続可能な公共交通ネットワークの構築



【基本的な方針】

基本方針A	地域住民や来訪者の広域的な移動を実現する広域交通ネットワークの維持・確保
基本方針B	広域交通、地域間交通及び生活圏交通相互の接続等の利便性の向上
基本方針C	利用促進や担い手確保による公共交通の持続性の確保

(1) 地域住民や来訪者の広域的な移動を実現する広域交通ネットワークの維持・確保

【基本方針A】

通院、通学など生活に不可欠な移動手段である中核都市(札幌市及び旭川市)と地域中心都市(留萌市及び羽幌町)を結ぶ「広域交通」や、地域中心都市と周辺市町村を結ぶ「地域間交通」について、国・道の補助制度を活用しながら維持・確保を図る。

また、JR 留萌本線(石狩沼田－留萌間)の廃止に伴い、代替交通が確保されたところだが、これらも含めて、持続可能な広域交通ネットワークの維持・確保に向けた検討を進める。

その他、多くの観光資源に恵まれた当地域において、観光資源との連携を図ることや来訪者が現地交通機関に求めるニーズを把握することにより、公共交通の利用促進を地域一体となって講じる。

(2) 広域交通、地域間交通及び生活圏交通相互の接続等の利便性の向上

【基本方針B】

高速バス及び留萌旭川線といった「広域交通」、幌延留萌線等の地域中心都市と周辺市町村を結ぶ「地域間交通」及び単一市町村・周辺エリアでの日常生活に密着した「生活圏交通」について、市町村それぞれにおいてまちづくりと連携が図られた接続ポイントを確保するなど、相互の接続等の利便性向上を図る。

また、幌延留萌線など運行距離が長い路線や運行距離が短い路線において、区間や時間帯などの利用状況を踏まえながら、運行形態の検討を続ける。

その他、運行ダイヤや待合環境の要望について利用者ニーズを把握し、改善を図りながら利便性の向上を図る。

(3) 利用促進や担い手確保による公共交通の持続性の確保

【基本方針C】

単一市町村で進められるデマンド交通と広域交通、地域間交通との接続・連携、パーク&バスライドなど自家用車と公共交通との連携利用の提案、及び高齢者層へのモビリティマネジメントの推進など、公共交通の利用者を維持・確保するための取組の検討を行う。

また、バス・タクシー運転手を確保するために、企業訪問や就業体験など就業環境について、小中高校に対して積極的に情報発信を行うとともに、業務内容の紹介や採用に係る広報・PR の展開を図る。

6-2 基本方針の実現に向けた目標

本計画の基本方針を実現していくため、次のとおり目標を定める。

基本的な方針	目 標
基本方針A 地域住民や来訪者の広域的な移動を実現する広域交通ネットワークの維持・確保	A-① 中核都市と地域中心都市を結ぶ広域交通並びに地域中心都市間及びこれらと周辺市町村を結ぶ地域間交通の確保
基本方針B 広域交通、地域間交通及び生活圏交通相互の接続等の利便性の向上	B-① 広域交通、地域間交通及び生活圏交通相互の接続等の利便性の向上による利用者増加
基本方針C 利用促進や担い手確保による公共交通の持続性の確保	C-① 地域住民による公共交通の利用機会の拡大・利用促進
	C-② 留萌地域外からの来訪者による公共交通の利用機会の拡大・利用促進
	C-③ 路線の維持に必要となる公共交通の担い手の確保

(1) 地域住民や来訪者の広域的な移動を実現する広域交通ネットワークの維持・確保

A-① 中核都市と地域中心都市を結ぶ広域交通並びに地域中心都市間及びこれらと周辺市町村を結ぶ地域間交通の確保

札幌市、旭川市といった中核都市と留萌市、羽幌町といった地域中心都市を結ぶ広域交通及びこれらと周辺市町村を結ぶ地域間交通ネットワークを維持・確保するために、数値指標を「公共交通の利用者数」、「公的資金が投入されている公共交通事業者の収支率」及び「公共交通への公的資金投入額」とし、それぞれ目標値を定める。

【数値指標・目標値】〈目標 A-①の達成を測る指標〉

数値指標	データの取得方法	現状値 2021(R3)年度	目標値 2027(R9)年度	目標設定の考え方	対応する施策	
公共交通の利用者数(国の標準指標)						
指標Ⅰ： 広域交通及び地域間交通※の利用者数	バス事業者保有のデータで毎年計測	326,296 人/年	326,296 人/年 以上	下記①のとおり	a-① 広域交通及び地域間交通の維持・確保の方針の設定及び運行形態見直し等の検討 【広域交通ネットワークの維持・確保】 【JR留萌本線代替交通の確保】 【運行体制の見直し等の検討】	
公的資金が投入されている公共交通事業者の収支率(国の標準指標)						
指標Ⅱ： 広域交通及び地域間交通の収支率	道保有のデータで毎年計測	38.9 %	38.9 % 以上	下記②のとおり		
公共交通への公的資金投入額(国の標準指標)						
指標Ⅲ： 広域交通及び地域間交通の公的資金投入額	国・道・市町村保有のデータで毎年計測	215,436 千円/年	215,436 千円/年 以下	下記③のとおり		

※ 数値指標・目標値における広域交通には、後に示す広域交通ネットワークの方針で維持・確保の方針を設定しないバス路線(特急はぼろ号、特急ましけ号及び高速のむい号)を含まない。

また、指標管理の観点から、数値指標・目標値における地域間交通には、複数市町村に跨がる市町村単独補助路線(初山別留萌線、豊富羽幌線及び羽幌古丹別線)を含まない。

① 広域交通及び地域間交通の利用者数

公共交通の利用者数については、2022(令和4)年から2027(令和9)年にかけて12.1%程度人口が減少すると予想され、その影響が考えられるが、路線の維持・確保や運行形態の見直しなど必要な施策を講じることで利用者の増加を図り、2027(令和9)年において2021(令和3)年以上の利用者の確保を目標とする。

② 広域交通及び地域間交通の収支率

公共交通の収支率についても、利用者数と同様に人口減少の影響が考えられるが、路線の維持・確保や運行形態の見直しなど必要な施策を講じることで収支率の改善を図り、2027(令和9)年において2021(令和3)年以上の収支率の確保を目標とする。

③ 広域交通及び地域間交通の公的資金投入額

公的資金投入額についても、利用者数及び収支率における目標設定の考え方を踏まえ、公的資金の投入が増加に転じないよう、2027(令和9)年において2021(令和3)年以下とすることを目標とする。

①から③については、次頁の「目標値の考え方」も参照。

【参考:目標値の考え方】

1)人口推計について

本地域の2022(令和4)年から2027(令和9)年の人口は、国勢調査及び将来人口推計(社会保障・人口問題研究所(2018(平成30)年推計))を用いて推計したところ、5年間で12.1%の減少が見込まれる。

表 6-1 人口推計

区 分	2022(令和4)年	2027(令和9)年	減少率
人口推計	40,972人	36,001人	12.1%

2) 2021(令和3)年度実績値及び2022(令和4)年度見込値について

広域交通(特急はばろ号、特急ましけ号及び高速るもい号を除く)及び地域間交通(市町村単独補助路線を除く)の利用人数、収支率及び公的資金投入額について、2021(令和3)年度実績値及び2022(令和4)年度見込値の提供を、本地域で運行する交通事業者から受けている。

表 6-2 2021(令和3)年度実績値及び2022(令和4)年度見込値

指標	2021(令和3)年度実績値	2022(令和4)年度見込値
指標Ⅰ 広域交通及び地域間交通の利用者数	326,296人/年	310,539人/年
指標Ⅱ 広域交通及び地域間交通の収支率	38.9%	37.5%
指標Ⅲ 広域交通及び地域間交通の公的資金投入額	215,436千円/年	—

3) 2027(令和9)年目標値について

上記1)及び2)により、指標Ⅰ及び指標Ⅱについては2021(令和3)年度実績値と2022(令和4)年度見込値を比較し高水準となる前者数値により、指標Ⅲについては直近で明らかとなっている2021(令和3)年度実績値により、2027(令和9)年の目標値を次のとおり設定する。

なお、高速バス及び市町村単独補助路線を除いた路線における、新型コロナウイルス感染症による利用者数への影響は限定的と考えられることから、目標設定において考慮しない。

表 6-3 2027(令和9)年度目標値

指標	2027(令和9)年度目標値
指標Ⅰ 広域交通及び地域間交通の利用者数	326,296人/年 以上
指標Ⅱ 広域交通及び地域間交通の収支率	38.9% 以上
指標Ⅲ 広域交通及び地域間交通の公的資金投入額	215,436千円/年 以下

4)目標値の設定について

将来人口推計から、指標Ⅰと指標Ⅱについては減少し、指標Ⅲについては増加することが考えられるが、本計画に位置づける取組を推進することにより、指標Ⅰ・Ⅱは2021(令和3)年度実績値以上を、指標Ⅲは2021(令和3)年度実績値以下を目標値として設定する。

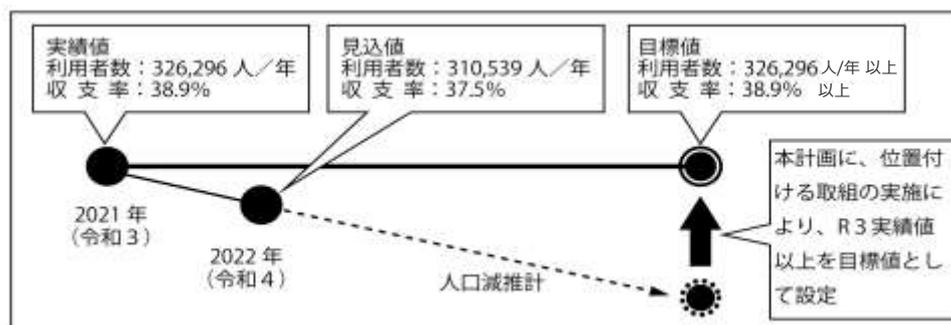


図 6-1 目標値設定のイメージ(指標Ⅰ、指標Ⅱの場合)

【広域交通ネットワークの方針】

計画の目標である「A-① 中核都市と地域中心都市を結ぶ広域交通並びに地域中心都市間及びこれらと周辺市町村を結ぶ地域間交通の確保」について、主にネットワークの骨格を担う広域的なバス路線の維持・確保の方針を示す。

<広域交通ネットワークの方針(1/2)>

位置づけ	運行系統	運行主体	補助事業の活用	役割	維持・確保の方針
広域交通	留萌旭川線 (R3 輸送量 26.0)	沿岸バス (株) 道北バス (株)	地域幹線系統	留萌市中心部を発着地として、留萌市内、北竜町、秩父別町、深川市及び旭川市を連絡する、通院・買物など多様な目的で活用されている路線(JR 留萌本線の代替交通としても機能)	地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助)を活用し、地域の実情にふさわしい最適化を図りながら、持続可能な移動手段を維持・確保
	留萌深川間 (デマンドタクシー)	小鳩交通 (株)	-	JR留萌本線の早朝及び最終便の時間帯の代替交通として、留萌市中心部を発着地とし深川市と連絡	JR 留萌本線の部分廃止に係る代替交通として、持続可能な移動手段を維持・確保

参考	特急あさひかわ号	沿岸バス (株)	-	羽幌ターミナルを発着地として、苫前町内、小平町内及び留萌市中心部を經由し、深川留萌道及び道央自動車道を活用して旭川市中心部と連絡	(3年間の実証運行)
----	----------	----------	---	--	------------

<広域交通ネットワークの方針(2/2)>

位置づけ	運行系統	運行主体	補助事業の活用	役割	維持・確保の方針
地域間交通	幌延留萌線 (R3輸送量23.3)	沿岸バス(株)	地域間幹線系統	留萌市中心部と幌延町を発着地として、増毛町を除く留萌管内各市町村を連絡する、留萌市と幌延町を結ぶ唯一の交通路線であり、通学や通勤など地域住民の生活に欠かせない路線	地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助)を活用しつつ、利用促進を図りながら持続可能な移動手段を維持・確保
	留萌別荘線 (R3輸送量37.3)	沿岸バス(株)		留萌市中心部と増毛町を発着地として、留萌市内及び増毛町内を連絡する、両市町を結ぶ唯一の交通路線であり、通学や通勤など地域住民の生活に欠かせない路線	
	羽幌留萌線 (R3輸送量13.2)	沿岸バス(株)	広域生活交通路線	留萌市中心部と羽幌ターミナルを発着地として、留萌市内、小平町内、苫前町内及び羽幌町内を連絡する、通学や通勤など地域住民の生活に欠かせない路線	交通事業者への支援を行いつつ、最適化を図りながら持続可能な移動手段を維持・確保
	初山別留萌線	沿岸バス(株)	市町村単独補助	留萌市中心部と初山別村を発着地として、留萌市内、小平町内、苫前町内、羽幌町内及び初山別村内を連絡する、通学や通勤など地域住民の生活に欠かせない路線	交通事業者と市町村が密接に連携し、利用促進を図りながら移動手段を維持・確保
	豊富羽幌線	沿岸バス(株)		羽幌ターミナルと豊富町中心部を発着地として、羽幌町内、初山別村内、遠別町内、天塩町内、幌延町内及び豊富町内を連絡する、通学や通勤など地域住民の生活に欠かせない路線	
	羽幌古丹別線	沿岸バス(株)		羽幌ターミナルと苫前町古丹別を発着地として、羽幌町内及び苫前町内を連絡する、通学や通勤など地域住民の生活に欠かせない路線	



図 6-4 広域交通ネットワーク

(2) 広域交通、地域間交通及び生活圏交通相互の接続等の利便性の向上

B-① 広域交通、地域間交通及び生活圏交通相互の接続等の利便性の向上による利用者増加
広域交通、地域間交通及び単一市町村・周辺エリアでの日常生活に密着した生活圏交通相互の利便性の向上を図るため、数値指標を「公共交通の利用者数」として目標値を定める。

(3) 利用促進や担い手確保による公共交通の持続性の確保

C-① 地域住民による公共交通の利用機会の拡大・利用促進

広域交通、地域間交通及び生活圏交通の利用機会・利用促進を図るため、数値指標を「公共交通の利用者数」として目標値を定める。

C-② 留萌地域外からの来訪者による公共交通の利用機会の拡大・利用促進

留萌地域外からの公共交通の利用機会の拡大・利用促進を図るため、数値指標を「公共交通の利用者数」として目標値を定める。

C-③ 路線の維持に必要となる公共交通の担い手の確保

バス路線及び運行便数を維持・確保するため、数値指標を「公共交通の利用者数」として目標値を定める。

〈目標B-①、C-①、C-②及びC-③の達成を測る指標〉

数値指標	データの取得方法	現状値 2021(R3)年度	目標値 2027(R9)年度	目標設定の考え方	対応する施策
公共交通の利用者数(国の標準指標)					
指標 I : 広域交通及び地域間の利用者数 (再掲)	バス事業者保有のデータで 毎年計測	326,296 人/年	326,296 人/年 以上	A-①指標 I の記載のとおり	<p>b-① 広域交通、地域間交通及び生活圏交通相互の乗換環境の向上 【接続ポイントの配置と起終点変更】 【運行ダイヤ等の利便性向上策の検討・実施】</p> <p>c-① 地域住民による公共交通利用を促進する広報・PR 【自家用車と公共交通の連携】 【モビリティマネジメントの推進】 【バスロケーションシステム】</p> <p>c-② 来訪者による公共交通利用の促進に向けた観光客誘客 【観光資源との連携・ニーズの把握等】</p> <p>c-③ バス・タクシー運転手等の確保に向けたPR・魅力発信 【小中高校との連携】 【ドライバー確保対策】</p>